

○ 農業経営金融支援対策費補助金交付要綱（平成20年10月16日付け20経営第4071号農林水産事務次官依命通知）の一部改正・新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>第4 規則第2条の農林水産大臣が別に定める申請書類に関する事項は、各事業ごとにそれぞれ次の(1)から(3)までのとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、それぞれ次の(1)から(3)までの交付申請書を、それぞれ次の(1)から(3)までの提出先に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 第1の(1)から(4)までの事業を実施する補助金の交付を受けようとする者は、1の申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税額を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。</p>	<p>第4 規則第2条の農林水産大臣が別に定める申請書類に関する事項は、各事業ごとにそれぞれ次の(1)から(3)までのとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、それぞれ次の(1)から(3)までの交付申請書正副2部を、それぞれ次の(1)から(3)までの提出先に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 第1の(1)から(4)までの事業を実施する補助事業者は、1の申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税額を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。</p>
<p>第6 農林水産大臣又は地方農政局長は、第4の1の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。</p> <p><u>2 第4の1の規定による交付申請書が到達してから当該交付申請書に係る1の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。</u></p>	<p>第6 農林水産大臣又は地方農政局長は、第4の1の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。</p> <p>(新設)</p>
<p>第7 補助事業者は、<u>第4の1の規定による</u>交付申請を取り下げようとするときは、<u>第6の1の規定による</u>交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を、第1の(1)から(4)までの事業については農林水産大臣に、第1の(5)から(9)までの事業については地方農政局長に提出しなければならない。</p>	<p>第7 補助事業者は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を、第1の(1)から(4)までの事業については農林水産大臣に、第1の(5)から(9)までの事業については地方農政局長に提出しなければならない。</p>
<p>第8 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を、第1の(1)から(4)までの事業については農林水産大臣に、第1の(5)から(9)までの事業については地方農政局長に提出し、その指示を受けなければならない。</p> <p><u>2 1の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって1の書類の提出に代えることができる。</u></p>	<p>第8 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を、第1の(1)から(4)までの事業については農林水産大臣に、第1の(5)から(9)までの事業については地方農政局長に提出し、その指示を受けなければならない。</p> <p>(新設)</p>
<p>第9 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の9月末現在において、別記様式第4号により事業遂行状況報告書を作成し、その翌月末までに第1の(1)、(2)及び(4)の事業については農林水産大臣に、第1の(5)から(9)までの事業については地方農政局長に提出しなければならない。ただし、第1の(1)、(2)、及び(4)の事業については別記様式第5号による概算払請求書、第1の(5)の事</p>	<p>第9 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の9月末日現在において、別記様式第4号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、その翌月末までに第1の(1)、(2)及び(4)の事業については農林水産大臣に、第1の(5)から(9)までの事業については地方農政局長に提出しなければならない。ただし、第1の(1)、(2)、及び(4)の事業については別記様式第5号による概算払請求書、第</p>

業については実施要綱第9による報告書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 (略)

第10 補助事業者は、概算払により補助金を請求しようとするときは、別記様式第5号による概算払請求書を、第1の(1)の事業(利子助成要綱第3の2に掲げる事業を除く。)、(2)及び(4)の事業については農林水産大臣及び官署支出官(農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。以下同じ。)に、第1の(5)から(9)までの事業については地方農政局長及び官署支出官に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づき、財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

2 第1の(3)の事業を実施する補助事業者は、交付決定の通知に基づいて補助金の支払を請求するときは、別記様式第6号による支払請求書を農林水産大臣に提出しなければならない。

第11 補助事業者は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、あらかじめ、別記様式第7号による変更(中止又は廃止)承認申請書を、第1の(1)から(4)までの事業については農林水産大臣、第1の(5)から(9)までの事業については地方農政局長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、3に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、3に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、1の(1)から(3)までに定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、1に準じて農林水産大臣又は地方農政局長の承認を受けることができる。

3 (略)

第12 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、第1の(1)、(2)及び(4)の事業については別記様式第8号、第1の(3)の事業については別記様式第9号、第1の(5)から(9)までの事業については別記様式第10号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき(第11の1による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。)は、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を、第1の(1)から(4)までの事業については農林水産大臣に、第1の(5)から(9)までの事業については地方農政局長に、それぞれ提出しなければならない。

2・3 (略)

第13 農林水産大臣又は地方農政局長は、第12の1の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2・3 (略)

第16 取得財産等の内適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な

1の(5)の事業については実施要綱第9による報告書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 (略)

第10 補助事業者は、概算払により補助金を請求しようとするときは、別記様式第5号による概算払請求書正副2部を、第1の(1)の事業(利子助成要綱第3の2に掲げる事業を除く。)、(2)及び(4)の事業については農林水産大臣に、第1の(5)から(9)までの事業については地方農政局長に提出しなければならない。

2 第1の(3)の事業を実施する補助事業者は、交付決定の通知に基づいて補助金の支払を請求するときは、別記様式第6号による支払請求書正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

第11 補助事業者は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、あらかじめ、別記様式第7号による変更(中止又は廃止)承認申請書正副2部を、第1の(1)から(4)までの事業については農林水産大臣、第1の(5)から(9)までの事業については地方農政局長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、2に規定する軽微な変更を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、2に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(新設)

2 (略)

第12 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、第1の(1)、(2)及び(4)の事業については別記様式第8号、第1の(3)の事業については別記様式第9号、第1の(5)から(9)までの事業については別記様式第10号のとおりとし、補助事業者は、補助事業を完了したときは、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書正副2部を、第1の(1)から(4)までの事業については農林水産大臣に、第1の(5)から(9)までの事業については地方農政局長に、それぞれ提出しなければならない。

2・3 (略)

第13 農林水産大臣又は地方農政局長は、第12の1の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2・3 (略)

第16 取得財産等の内適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な

器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

3 （略）

4 3の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

第17 （略）

2・3 （略）

4 1から3までに基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び台帳のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

第19 第1の(1)から(5)まで及び(7)に掲げる事業の補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 補助事業者は、1により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第14号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

第20 第1の(3)に掲げる事業の補助事業者は、基金の名称、基金の額、国費相当額、基金事業の概要、基金事業を終了する時期、基金事業の目標、申請方法及び審査基準を基金造成後速やかに公表しなければならない。

第23 （略）

2 1に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び台帳のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

別記様式 第1号（第4関係）

〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金
（※〇〇〇〇〇）交付申請書

番 号
年 月 日

<※第1の(1)、(2)及び(4)の事業の場合>
農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年度において、※〇〇〇〇〇実施要綱に基づく利子助成事業を実施したいの

器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、規則第5条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

3 （略）

4 3の承認については、第15の2の規定を準用する。

第17 （略）

2・3 （略）
（新設）

第19 第1の(1)から(5)まで及び(7)に掲げる事業の補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

2 補助事業者は、1により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第14号による指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

第20 第1の(3)に掲げる事業の補助事業者は、基金の名称、基金の額、国費相当額、基金事業の概要、基金事業を終了する時期、基金事業の目標、申請方法、審査基準を基金造成後速やかに公表しなければならない。

第23 （略）

（新設）

別記様式 第1号（第4関係）

令和〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金
（※〇〇〇〇〇）交付申請書

番 号
年 月 日

<※第1の(1)、(2)及び(4)の事業の場合>
農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者 の役職及び氏名 印

令和〇〇年度において、※〇〇〇〇〇実施要綱に基づく利子助成事業を実施した

で、農業経営金融支援対策費補助金交付要綱第4の規定に基づき補助金〇〇〇円の交付を申請する。

記

1 (略)

2 事業の内容及び計画

(1) 補助事業の経費の配分及び負担区分
(表略)

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合は「含税額」をそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- 免税事業者
- 簡易課税制度の適用を受ける者

3 (略)

(削除)

4 (略)

※ (略)

いので、農業経営金融支援対策費補助金交付要綱第4の規定に基づき補助金〇〇〇円の交付を申請する。

記

1 (略)

2 事業の内容及び計画

(1) 補助事業の経費の配分及び負担区分
(表略)

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合は「含税額」をそれぞれ記入すること。

(新設)

3 (略)

4 収支予算

(1) 収入の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
国庫補助金 その他	円	円	円	円	
合計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
利子助成金等 事務関係費	円	円	円	円	
合計					

5 (略)

※ (略)

別記様式 第2号 (第4関係)

〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金
(担い手経営発展支援金融対策事業) 交付申請書

番 年 月 号 日

<※第1の(3)の事業の場合>
農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

(以下略)

別記様式 第3号 (第4関係)

〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金
(※〇〇〇〇〇〇) 交付申請書

番 年 月 号 日

<※第1の(5)、(6)、(8)及び(9)の事業の場合>

〇〇農政局長 殿
〔北海道農業信用基金協会にあっては、農林水産大臣
沖縄県農業信用基金協会にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕

<※第1の(7)の事業の場合>

〇〇農政局長 殿
〔北海道農業信用基金協会及び沖縄県農業信用基金協会にあっては、
農林水産大臣〕

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年度において、※〇〇〇〇〇〇を実施したいので、農業経営金融支援対策費補助金交付要綱第4の規定に基づき補助金〇〇〇〇〇〇円の交付を申請する。

記

<※第1の(5)の事業の場合>
1～4 (略)

<※第1の(6)の事業の場合>
1～3 (略)

別記様式 第2号 (第4関係)

令和〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金
(担い手経営発展支援金融対策事業) 交付申請書

番 年 月 号 日

<※第1の(3)の事業の場合>
農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者 の役職及び氏名 印

(以下略)

別記様式 第3号 (第4関係)

令和〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金
(※〇〇〇〇〇〇) 交付申請書

番 年 月 号 日

<※第1の(5)、(6)、(8)及び(9)の事業の場合>

〇〇農政局長 殿
〔北海道農業信用基金協会にあっては、農林水産大臣
沖縄県農業信用基金協会にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕

<※第1の(7)の事業の場合>

〇〇農政局長 殿
〔北海道農業信用基金協会及び沖縄県農業信用基金協会にあっては、
農林水産大臣〕

所在地
団体名
代表者 の役職及び氏名 印

令和〇〇年度において、※〇〇〇〇〇〇を実施したいので、農業経営金融支援対策費補助金交付要綱第4の規定に基づき補助金〇〇〇〇〇〇円の交付を申請する。

記

<※第1の(5)の事業の場合>
1～4 (略)

<※第1の(6)の事業の場合>
1～3 (略)

- 4 事業完了予定年月日
 ① 被災農業者支援対策
 年 月 日
 ② 大規模災害被災農業者支援対策（実質無担保無保証人事業）
 年 月 日
 ③ 大規模災害被災農業者支援対策（実質無担保無保証人保証料軽減事業）
 年 月 日

（注1）・（注2）（略）

5 （略）

<※第1の(7)の事業の場合>
 1～5 （略）

<※第1の(8)の事業の場合>
 1～5 （略）

<※第1の(9)の事業の場合>
 1～3 （略）

- 4 事業完了予定年月日
 ① 経営者無保証人化等支援事業
 年 月 日

- ② 後継農業者保証料負担軽減事業
 年 月 日

5 （略）

※ （略）

別記様式 第4号（第9の1関係）

〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金
 （※〇〇〇〇〇〇）**事業**遂行状況報告書

番 号
 年 月 日

<※第1の(1)、(2)及び(4)の事業の場合>
 農林水産大臣 殿

<※第1の(5)、(6)、(8)及び(9)の事業の場合>

〇〇農政局長 殿
 { 北海道農業信用基金協会にあっては、農林水産大臣
 { 沖縄県農業信用基金協会にあっては、内閣府沖縄総合事務局長 }

<※第1の(7)の事業の場合>

- 4 事業完了予定年月日
 ① 被災農業者支援対策
 令和 年 月 日
 ② 大規模災害被災農業者支援対策（実質無担保無保証人事業）
 令和 年 月 日
 ③ 大規模災害被災農業者支援対策（実質無担保無保証人保証料軽減事業）
 令和 年 月 日

（注1）・（注2）（略）

5 （略）

<※第1の(7)の事業の場合>
 1～5 （略）

<※第1の(8)の事業の場合>
 1～5 （略）

<※第1の(9)の事業の場合>
 1～3 （略）

- 4 事業完了予定年月日
 ① 経営者無保証人化等支援事業
 令和 年 月 日

- ② 後継農業者保証料負担軽減事業
 令和 年 月 日

5 （略）

※ （略）

別記様式 第4号（第9の1関係）

令和〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金
 （※〇〇〇〇〇〇）遂行状況報告書

番 号
 年 月 日

<※第1の(1)、(2)及び(4)の事業の場合>
 農林水産大臣 殿

<※第1の(5)、(6)、(8)及び(9)の事業の場合>

〇〇農政局長 殿
 { 北海道農業信用基金協会にあっては、農林水産大臣
 { 沖縄県農業信用基金協会にあっては、内閣府沖縄総合事務局長 }

<※第1の(7)の事業の場合>

〇〇農政局長 殿
〔北海道農業信用基金協会及び沖縄県農業信用基金協会にあっては、
農林水産大臣〕

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により補助金の交付決定通知のあった※〇〇〇〇〇〇について、農業経営金融支援対策費補助金交付要綱第9の1の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

(以下略)

別記様式 第5号(第10の1関係)

〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金
(※〇〇〇〇〇〇) 概算払請求書(兼事業遂行状況報告書)

番 号
年 月 日

<※第1の(1)、(2)及び(4)の事業の場合>

農林水産大臣 殿
官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿

<※第1の(5)、(6)、(8)及び(9)の事業の場合>

〇〇農政局長 殿
〔北海道農業信用基金協会にあっては、農林水産大臣
沖縄県農業信用基金協会にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕
官署支出官 〇〇農政局総務管理官 殿
〔東北農政局、関東農政局及び九州農政局にあっては、
官署支出官 〇〇農政局総務部長
北海道農業信用基金協会にあっては、
官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官
沖縄県農業信用基金協会にあっては、
官署支出官 内閣府沖縄総合事務局総務部長〕

<※第1の(7)の事業の場合>

〇〇農政局長 殿
〔北海道農業信用基金協会及び沖縄県農業信用基金協会にあっては、農林水産大臣〕
官署支出官 〇〇農政局総務管理官 殿
〔東北農政局、関東農政局及び九州農政局にあっては、
官署支出官 〇〇農政局総務部長
北海道農業信用基金協会及び沖縄県農業信用基金協会にあっては、
官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官〕

所在地

〇〇農政局長 殿
〔北海道農業信用基金協会及び沖縄県農業信用基金協会にあっては、
農林水産大臣〕

所在地
団体名
代表者 の役職及び氏名 印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により補助金の交付決定通知のあった※〇〇〇〇〇〇について、農業経営金融支援対策費補助金交付要綱第9の1の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

(以下略)

別記様式 第5号(第10の1関係)

令和〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金
(※〇〇〇〇〇〇) 概算払請求書(兼遂行状況報告書)

番 号
年 月 日

<※第1の(1)、(2)及び(4)の事業の場合>

農林水産大臣 殿
官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿

<※第1の(5)、(6)、(8)及び(9)の事業の場合>

〇〇農政局長 殿
〔北海道農業信用基金協会にあっては、農林水産大臣
沖縄県農業信用基金協会にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕
官署支出官 〇〇農政局総務管理官 殿
〔東北農政局、関東農政局及び九州農政局にあっては、
官署支出官 〇〇農政局総務部長
北海道農業信用基金協会にあっては、
官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官
沖縄県農業信用基金協会にあっては、
官署支出官 内閣府沖縄総合事務局総務部長〕

<※第1の(7)の事業の場合>

〇〇農政局長 殿
〔北海道農業信用基金協会及び沖縄県農業信用基金協会にあっては、農林水産大臣〕
官署支出官 〇〇農政局総務管理官 殿
〔東北農政局、関東農政局及び九州農政局にあっては、
官署支出官 〇〇農政局総務部長
北海道農業信用基金協会及び沖縄県農業信用基金協会にあっては、
官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官〕

所在地

団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により補助金の交付決定通知のあった※〇〇〇〇〇〇について、農業経営金融支援対策費補助金交付要綱第10の1の規定に基づき、下記の金額について概算払によって交付されたく請求する。
(また、併せて農業経営金融支援対策費補助金交付要綱第9の1の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する)

記

(以下略)

別記様式 第6号(第10の2関係)

〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金
(担い手経営発展支援金融対策事業) 支払請求書

番 号
年 月 日

<※第1の(3)の事業の場合>

農林水産大臣 殿
官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により補助金の交付決定通知のあった担い手経営発展支援金融対策事業について、農業経営金融支援対策費補助金交付要綱第10の2の規定に基づき、金〇〇〇円を交付されたく請求する。

別記様式 第7号(第11関係)

〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金
(※〇〇〇〇〇) 変更(中止又は廃止) 承認申請書

番 号
年 月 日

<※第1の(1)、(2)及び(4)の事業の場合>

農林水産大臣 殿

<※第1の(5)、(6)、(8)及び(9)の事業の場合>

〇〇農政局長 殿
〔北海道農業信用基金協会にあっては、農林水産大臣
沖縄県農業信用基金協会にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕

団体名
代表者 の役職及び氏名 印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により補助金の交付決定通知のあった※〇〇〇〇〇〇について、農業経営金融支援対策費補助金交付要綱第10の1の規定に基づき、下記の金額について概算払されたく請求する。
(また、併せて農業経営金融支援対策費補助金交付要綱第9の1の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する)

記

(以下略)

別記様式 第6号(第10の2関係)

令和〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金
(担い手経営発展支援金融対策事業) 支払請求書

番 号
年 月 日

<※第1の(3)の事業の場合>

農林水産大臣 殿
官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿

所在地
団体名
代表者 の役職及び氏名 印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により補助金の交付決定通知のあった担い手経営発展支援金融対策事業について、農業経営金融支援対策費補助金交付要綱第10の2の規定に基づき、金〇〇〇円を交付されたく請求する。

別記様式 第7号(第11関係)

令和〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金
(※〇〇〇〇〇) 変更(中止又は廃止) 承認申請書

番 号
年 月 日

<※第1の(1)、(2)及び(4)の事業の場合>

農林水産大臣 殿

<※第1の(5)、(6)、(8)及び(9)の事業の場合>

〇〇農政局長 殿
〔北海道農業信用基金協会にあっては、農林水産大臣
沖縄県農業信用基金協会にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕

<※第1の(7)の事業の場合>

〇〇農政局長 殿
〔北海道農業信用基金協会及び沖縄県農業信用基金協会にあっては、農林水産大臣〕

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により補助金の交付決定通知のあった※〇〇〇〇〇〇について、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、農業経営金融支援対策費補助金交付要綱第11の規定に基づき申請する。

記

(以下略)

別記様式 第8号（第12の1関係）

〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金
（※〇〇〇〇〇〇）実績報告書

番 号
年 月 日

<※第1の(1)、(2)及び(4)の事業の場合>
農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により補助金の交付決定通知のあった※〇〇〇〇〇〇について、交付決定通知の内容に従い実施したので、農業経営金融支援対策費補助金交付要綱第12の1の規定に基づき、その実績を報告する。

記

(以下略)

別記様式 第9号（第12の1関係）

〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金
（担い手経営発展支援金融対策事業）基金造成実績報告書

番 号
年 月 日

<※第1の(3)の事業の場合>
農林水産大臣 殿

<※第1の(7)の事業の場合>

〇〇農政局長 殿
〔北海道農業信用基金協会及び沖縄県農業信用基金協会にあっては、農林水産大臣〕

所在地
団体名
代表者 の役職及び氏名 印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により補助金の交付決定通知のあった※〇〇〇〇〇〇について、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、農業経営金融支援対策費補助金交付要綱第11の規定に基づき申請する。

記

(以下略)

別記様式 第8号（第12の1関係）

令和〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金
（※〇〇〇〇〇〇）実績報告書

番 号
年 月 日

<※第1の(1)、(2)及び(4)の事業の場合>
農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者 の役職及び氏名 印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により補助金の交付決定通知のあった※〇〇〇〇〇〇について、交付決定通知の内容に従い実施したので、農業経営金融支援対策費補助金交付要綱第12の1の規定に基づき、その実績を報告する。

記

(以下略)

別記様式 第9号（第12の1関係）

令和〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金
（担い手経営発展支援金融対策事業）基金造成実績報告書

番 号
年 月 日

<※第1の(3)の事業の場合>
農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

所在地
団体名
代表者 の役職及び氏名 印

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により補助金の交付決定通知のあった担い手経営発展支援金融対策事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、農業経営金融支援対策費補助金交付要綱第12の1の規定に基づき、その実績を報告する。

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により補助金の交付決定通知のあった担い手経営発展支援金融対策事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、農業経営金融支援対策費補助金交付要綱第12の1の規定に基づき、その実績を報告する。

記

記

(以下略)

(以下略)

別記様式 第10号 (第12の1 関係)

別記様式 第10号 (第12の1 関係)

〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金
(※〇〇〇〇〇〇) 実績報告書

令和〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金
(※〇〇〇〇〇〇) 実績報告書

番 号
年 月 日

番 号
年 月 日

<※第1の(5)、(6)、(8)及び(9)の事業の場合>

<※第1の(5)、(6)、(8)及び(9)の事業の場合>

〇〇農政局長 殿
北海道農業信用基金協会にあっては、農林水産大臣
沖縄県農業信用基金協会にあっては、内閣府沖縄総合事務局長
官署支出官 〇〇農政局総務管理官 殿
東北農政局、関東農政局及び九州農政局にあっては、
官署支出官 〇〇農政局総務部長
北海道農業信用基金協会にあっては、
官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官
沖縄県農業信用基金協会にあっては、
官署支出官 内閣府沖縄総合事務局総務部長

〇〇農政局長 殿
北海道農業信用基金協会にあっては、農林水産大臣
沖縄県農業信用基金協会にあっては、内閣府沖縄総合事務局長
官署支出官 〇〇農政局総務管理官 殿
東北農政局、関東農政局及び九州農政局にあっては、
官署支出官 〇〇農政局総務部長
北海道農業信用基金協会にあっては、
官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官
沖縄県農業信用基金協会にあっては、
官署支出官 内閣府沖縄総合事務局総務部長

<※第1の(7)の事業の場合>

<※第1の(7)の事業の場合>

〇〇農政局長 殿
北海道農業信用基金協会及び沖縄県農業信用基金協会にあっては、農林水産大臣
官署支出官 〇〇農政局総務管理官 殿
東北農政局、関東農政局及び九州農政局にあっては、
官署支出官 〇〇農政局総務部長
北海道農業信用基金協会及び沖縄県農業信用基金協会にあっては、
官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官

〇〇農政局長 殿
北海道農業信用基金協会及び沖縄県農業信用基金協会にあっては、農林水産大臣
官署支出官 〇〇農政局総務管理官 殿
東北農政局、関東農政局及び九州農政局にあっては、
官署支出官 〇〇農政局総務部長
北海道農業信用基金協会及び沖縄県農業信用基金協会にあっては、
官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官

所在地
団体名
代表者氏名

所在地
団体名
代表者 の役職及び氏名 印

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により補助金の交付決定通知のあった※〇〇〇〇〇〇について、交付決定の内容に従い実施したので、農業経営金融支援対策費補助金交付要綱第12の1の規定に基づき、その実績を報告する。

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により補助金の交付決定通知のあった※〇〇〇〇〇〇について、交付決定の内容に従い実施したので、農業経営金融支援対策費補助金交付要綱第12の1の規定に基づき、その実績を報告する。

(なお、併せて金〇〇〇円を精算払によって交付されたく請求する。)

記

(以下略)

別記様式 第11号 (第12の3 関係)

〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金
(※〇〇〇〇〇) の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により補助金の交付決定通知のあった※〇〇〇〇〇〇について、農業経営金融支援対策費補助金交付要綱第12の3の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 金
(〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)

(以下略)

別記様式 第13号 (第18関係)

〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金
(※〇〇〇〇〇) 交付決定前事業実施届

番 号
年 月 日

<※第1の(5)、(6)、(8)及び(9)の事業の場合>

〇〇農政局長 殿
〔北海道農業信用基金協会にあっては、農林水産大臣
沖縄県農業信用基金協会にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕

<※第1の(7)の事業の場合>

〇〇農政局長 殿
〔北海道農業信用基金協会及び沖縄県農業信用基金協会にあっては、農林水産大臣〕

所在地

(なお、併せて金〇〇〇円を精算払によって交付されたく請求する。)

記

(以下略)

別記様式 第11号 (第12の3 関係)

令和〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金
(※〇〇〇〇〇) の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者 の役職及び氏名 印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により補助金の交付決定通知のあった※〇〇〇〇〇〇について、農業経営金融支援対策費補助金交付要綱第12の3の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 金
(令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)

(以下略)

別記様式 第13号 (第18関係)

令和〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金
(※〇〇〇〇〇) 交付決定前事業実施届

番 号
年 月 日

<※第1の(5)、(6)、(8)及び(9)の事業の場合>

〇〇農政局長 殿
〔北海道農業信用基金協会にあっては、農林水産大臣
沖縄県農業信用基金協会にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕

<※第1の(7)の事業の場合>

〇〇農政局長 殿
〔北海道農業信用基金協会及び沖縄県農業信用基金協会にあっては、農林水産大臣〕

所在地

<p style="text-align: center;">団体名 代表者氏名</p> <p>〇〇年度に割当内示された下記1の事業について、下記2の条件を了承の上、補助金交付決定前に事業を実施したいので、届け出る。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(以下略)</p> <p>別記様式 第14号 (第19の2 関係)</p> <p style="text-align: center;">契約に係る指名停止等に関する申立書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>[補助事業者] 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 団体名 代表者氏名</p> <p>(以下略)</p>	<p style="text-align: center;">団体名 代表者 <u>の役職及び氏名</u> 印</p> <p>令和〇〇年度に割当内示された下記1の事業について、下記2の条件を了承の上、補助金交付決定前に事業を実施したいので、届け出る。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(以下略)</p> <p>別記様式 第14号 (第19の2 関係)</p> <p style="text-align: center;">契約に係る指名停止等に関する申立書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>[補助事業者] 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 団体名 代表者 <u>の役職及び氏名</u> 印</p> <p>(以下略)</p>
---	---

附 則 (令和3年3月29日2経営第3036号)

- 1 この通知は、令和3年3月29日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。